

平成 29 年 5 月 31 日に、施行後 50 年以上経過していた「習志野市市庁舎管理規則」が漸く改正されました。改正後 2 年以上を経過した令和新時代の今、改めてこれを遵守することの確認を求める陳情

【陳情趣旨】

平成 26 年 9 月議会に提出し、総務常任委員会で賛成多数で採択送付された私の陳情（受理番号：1409 号）＝「共産党市議による、習志野市内で勤務する地方公務員（教育委員会・市立学校教職員、消防官などを含む）への残業を含む勤務時間内（血税を源資とする執務の真っ最中＝公務中）に於ける政党機関紙『しんぶん赤旗』の勧誘及び集金行為など並びに公務中の購読について実態調査及び是正を求める陳情」とさらに平成 28 年 3 月議会に提出した「『しんぶん赤旗』を始め公務員の勤務時間内に市庁舎内で長年にわたり慣例的に行われている政党機関紙各紙の勧誘・配布及び集金行為などの実態を調査し、市庁舎管理規則に違反があれば早急なる是正を再々度求める陳情（資料込 6 枚組）」などの付託先委員会や本会議でのご審議の中で明らかになっている、政党機関紙各紙やお弁当、健康飲料などの配布、勧誘、集金などのために第三者が市庁舎執務室内に立ち入る行為が、長年にわたり慣例的に行われていることを市当局（総務部）が認めた上で、それらの行為は「市庁舎管理規則」の違反の疑いが濃厚であること（複数の市議が指摘）、などを受けてか理由は定かではありませんが、表題の通り漸く、市庁舎管理規則が改正されました。

敢えて記しますが、上記の陳情 1409 号などの真意は決して特定の政党だけを狙い撃ちにするものではなく、すべての政党、会派の当該行為の是正を求めるものであり、発端が、たまたま共産党が勧誘・配布及び集金行為を行っている「しんぶん赤旗」であったに過ぎません。

また、この間に特に最近では通称：個人情報保護法やマイナンバー制度などの施行・導入や IT やインターネットの普及などにより情報全般、個人情報の取り扱い、特にその漏洩について社会の意識が高まっています。

市の取り扱う上記の事象を明確化するため例示すると、一般に将来に向けた市当局の施策、例えば公募に関する情報や個人の固定資産の売買や地価変動が予測される市道敷設や道幅拡張などに伴う区画整理計画や市独自の各種補助金の支給などの情報を一般公開前に第三者が知り得ることなどは、状況によっては、たとえ市議であっても許されざる場合があります。

また、「年間所得額に関する情報など」、「戸籍や住民基本台帳の情報など」、「投薬内容などから推す病歴・障害などの状態」、「市民税や固定資産税などの納税・滞納状況」、「国民健康保険料の納入・滞納状況」、「義務教育中の子供の給食費を支払っていないこと」など、他人に知られたくないことは枚挙に暇がありません。

特に「生活保護受給者であること」や、さらに「その不正受給者（＝犯罪者）であること」などを「絶対に他人に知られたくない」という意識は、常人ならば当然のことだと思います。



このような中で執務室に市議他などが日常的に出入りするとなると、意図的ではないにしても「どこそこの〇〇さんは生活保護受給者、しかも不正受給中だ。」などの情報を知り得る可能性は排除できません。

これ等を防ぐためにも市庁舎管理規則が改正されたものと思料します。

【陳情項目】

表題の通りですが補足すると、現在は改正市庁舎管理規則が遵守されているかとは思いますが、上記の通り4, 5年前までは、政党機関紙の配布、勧誘、集金などが行われていたのは周知の事実でありかつ生活保護受給者であることや各種税金などの納税、滞納状況など個人情報を守る必要性は令和新時代の要請でもあると思料されるため、本陳情の採択をお願い致します。

令和元年8月28日

習志野市黨沼台4-7-7

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

法律で規定されている本年10月の消費税の増税（8%→10%）
に異論はあるやもしれませんが、この際、ご賛同ください。

【陳情趣旨】

近年少子高齢化の進行による年金負担増や給付額の増加や医療技術、医薬品の進化などによる医療費の高額化（増加）が顕著です。

これ等を要因に毎年増加している社会保障費を補う為など様々な目的で消費税を本年10月に10%とすることがすでに法律化されています。

これに向け政府は低所得者への救済策などを発表し、民間企業なども増税に向けた対応に万全を期しているのが現状です。

私は増税に手放しで賛成ではありませんが、上記の現状などを補うためには「増税止むなし」というのが偽らざる心境です。

そこで増税まで最早1か月強と言う現状や今後、リーマンショック級の事態等に陥らない限り、粛々と増税を実施せざるを得ないと思います。

【陳情項目】

表題に記した通りです。

令和元年8月28日

習志野市鷺沼台4-7-7

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様



2019年8月28日

習志野市議会

議長 田中真太郎 様

全日本年金者組合習志野支部

支部長 大森三千雄

習志野市秋津 2-1-5-101

電話

年金の隔月支給を改め毎月支給することを求める陳情

日頃の職務のご精励に敬意を表します。

年金生活者の多くは高齢者であり、年金を唯一の収入源として生計を立てています。年金の支給は現在隔月の15日(休日の場合は前日)で2月・4月・6月・8月・10月・12月です。

ところで私たちの生活サイクルは月単位になっているのではないのでしょうか。

家賃をはじめ電気代や水道代、電話もパソコンの使用料もすべて月ごとに請求されます。収入の方も、昔は月給と言いましたが、会社員も公務員も殆どの勤労者の賃金支給は毎月になっています。

つまり暮らしのサイクルは月単位なのです。

それが何ゆえ年金だけ隔月になっているのか。

年金受給者も現役の皆さんと同じように暮らしのサイクルに合わせて毎月の支給にしてほしいと切実に望んでいます。

世界の各国を見ても毎月支給が普通でイギリスは週単位の支給です。

毎月支給に変えることはその気になればすぐにでもできることです。

よって、下記についての意見書を採択し、地方自治法99条にもとづき関係方面に送付するよう陳情します。

記

年金は毎月支給にすること

